



令和7年度町政執行方針・教育行政執行方針

令和7年度通常予算が成立しました

保健師からの健康アドバイス

歯の健康について

TOPICS、暮らしの情報 ほか

表紙◎4/26 第3回玉川神社石段駆け上がり大会

せたな町
公式LINE

便利なまちの情報を
LINEでお届けします



第3次総合戦略となる「せたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略」のもと 将来にわたり住み続けたいと思える まちづくりの実現を目指します

第1回せたな町議会定例会で高橋町長が示した、目指すまちづくりの方向性等の取り組みをお伝えします。



いつでも健康に暮らせるまち

◎母子保健施策

令和5年4月に「こども家庭庁」が発足され、国の方針に基づいた「こども家庭センター」を新たに設置し、全ての妊産婦子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を実施します。

また、健診や相談・指導などの事業で母子に寄り添い、出産・子育て応援給付金給付事業の経済的支援を継続するとともに、産後ケア事業による産後支援の強化を図り、より安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう努めます。

◎各種がん検診及び特定健康診査

多くの方に受診していただくよう努め、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践します。

また、65歳以上の方への各種予防接種の費用助成を引き続き実施し、個人一人一人の疾病予防や健康の保持増進を図られるよう努めます。

◎福祉施策

「第2期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画」

や「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を基本に、総合的な保健福祉・介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、安心して生活できる環境づくりに努めます。

認知症施策については、認知症高齢者などに優しい地域づくりを目指し、認知症の人や家族に対する支援体制の整備に努めます。

◎介護施策

介護人材確保・育成支援事業及び介護従事者確保・定住対策事業に加え、栗山町との自治体包括連携協定に基づいた介護人材育成など、質の高い介護サービスの安定的な供給が図られるよう努めるとともに、訪問系介護サービス事業所、訪問系介護福祉サービス事業所の遠隔地へのサービス提供について支援を実施します。

また、グループホームあさなぎへのエアコン設置、床改修工事など、利用者が安心して利用できる環境を整備します。

◎障がい福祉施策

「第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画」に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供し、障がい者を雇用する町内事業者への支援と障がい者の就労と社会的自立の促進に努めます。

◎子育て支援

母子保健機能と児童福祉機能を包括的に支援する「こども家庭センター」の設置に伴い、一体的な事業展開を図ります。

小学校就学前児童の教育及び保育への支援として、引き続き認定こども園や保育所による質の高い教育、保育サービスの提供できるように、保育アプリの本格稼働等により業務の効率化を進め、また子育て支援センターによる育児相談や保護者同士の交流を図りながら、子育て家庭への支援に努めます。

放課後児童への支援としては、児童保育所の充実した運営に取り組めます。また、老朽化した北檜山学童保育所の改築工事を実施し、令和8年度の開業を目指します。

更には、新たに小・中・高等学校に入学する児童・生徒の世帯に対し入学祝金を支給します。

◎病院事業

地域医療を支える自治体病院は、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としております。

地域に必要な医療を継続して提供するためには、医師をはじめとする医療従事者の確保は最も重要な課題であることから、関係機関と連携し、引き続き取り組みます。

また、限られた医療資源を活用し、常勤医師や医療従事者が連携して診療にあたるとともに、大学病院や民間医療機関からの出張医の応援により、持続可能な地域医療提供体制の確保に努めます。

国保病院の改築については、医療面で町民を支える地域に密着した病院づくりを進めるため、引き続き関係機関と協議します。病院事業の経営改善に向けては、「せたな町立国保病院経営強化プラン」に基づき、取り組みます。

国保病院、診療所及び歯科診療所が一層連携し、全職員が地域住民の生命と健康を守る使命を担っている医療機関の一員であることを自覚し、町民から信頼され、安心して受診していただけるよう一丸となって、より良い医療サービスの提供に努めます。

地域の魅力を産業の活力にかえるまち

◎農業施策

農業の振興については、中山間地域等直接支払交付金事業が令和7年度から第6期対策がスタートとなり、集落協定に基づく農用地保全活動や農業の多面的な機能増進など農業生産活動を支援するとともに、引き続き労働力問題及び生産性の向上を

令和7年度の主な事業	新規事業	電算システム標準化・共通化事業
		入学祝金支給事業
		住宅リフォーム等助成事業
		町道照明改良事業
		北檜山中学校長寿命化改修工事実施設計業務
	継続事業	北檜山学童保育所整備事業
		スマート農業支援事業
		次世代型店舗づくり事業
		さけ観察広場改修事業
		町道橋長寿命化修繕事業

目指し、スマート農業機械などの導入経費の補助を行い、農作業の省力化や持続可能な農業生産体制の整備を図ります。

また、担い手確保対策として、令和7年度から地域おこし協力隊を募集し、新函館農業協同組合へ耕種農家育成派遣を行い、耕種農家の担い手対策や労働力支援を図り、新規就農者や後継者の担い手確保に努めます。

農業セクターについては、町内農産物の品質・収量の安定と向上を図るため、土壌分析診断事業による土づくりの推進や、潮トマトや蔬菜類などの高収益作物の栽培試験を実施し、生産者への技術支援を行います。

更に、ICT機器を設置したビニールハウスを活用し、作業の効率化や作物の高品質化の実証試験も引き続き実施し、スマート農業普及に向けた取組を進めます。

畜産については、依然として飼料価格の高止まりに加え、個体販売価格も低下傾向にあり、経営の厳しさが大きな課題となっております。このような状況から、町営牧場の更なる利用促進や畜産農家の経営コスト低減を進めるため町営牧場の整備を行い、酪農経営の支援となるよう努めます。

◎農業・農村整備事業

水田用水については、基幹施設である真駒内ダムの適正な管理のため基幹水利施設管理事業を引き続き活用します。

また、安定的な営農飲雑用水供給体制の整備を図るため、瀬棚地区営農飲雑用水施設整備事業の工事実施に向けた実施設計業務を進めます。

更に、新規事業として豪雨時

に即時に対応を図るため、狩場利別土地改良区内にある丹羽頭首工の遠隔監視システム改修や老朽化している西兜野排水機場の設備全面改修工事及び建物耐震補強工事を行い、災害時における防災体制の強化を図ります。

◎林業施策

林業施策に係る財源は、森林環境譲与税を活用し、一般民有林の施策については、豊かな森づくり推進事業により、伐採後の確実な造林を支援するとともに、除間伐や下刈及び低質材の運搬経費補助など、森林所有者の負担軽減や森林の有する多面的機能の維持・増進を図ります。

町有林については、主伐期の森林を計画的に伐採及び伐採跡地へ植林することにより、森林資源の循環利用を図ります。

近年、有害鳥獣の個体数増加により、農林産物などの被害が増加傾向にあることから、引き続き狩猟免許取得に対する助成を行うとともに、猟友会に対する捕獲活動費の拡充や農協との連携により実施している電気柵等の補助を継続するほか、国の鳥獣被害防止総合交付金を活用し、有害鳥獣の捕獲及び人材育成に努め、猟友会や関係機関と連携を密に、効果的な駆除に努めます。

◎漁業施策

前浜資源の確保を図るため、引き続きウニ資源増殖事業に支援します。

また、漁業経営の規模拡大や新たな漁法に取り組む漁業者に対し、施設整備に係る経費の補助を引き続き行い、生産基盤の強化を図ります。

更に、檜山沿岸6町による広域連携事業として取り組むニシ

ンやナマコの種苗放流やサケの資源増大対策事業についても引き続き支援します。

水産種苗育成センターについては、アワビの中間育成を行い、前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めます。

漁港・港湾については、関係機関との連携を図り、瀬棚港修繕事業はもとより、上桟施設改修工事や水産物供給基盤機能保全事業により施設の適切な整備を行うとともに、密漁監視カメラ設置工事を行い、組織的な密漁対策や漁港内等の災害時における状況確認など防犯上の抑止効果を図ります。

また、貴重な漁業資源であるサクラマスや秋サケの増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから、既設砂防ダムなどの堤体の切り下げを関係機関に引き続き要望します。

◎商工観光施策

商工事業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助のほか、中小企業経営安定資金融資事業や新型コロナウィルス対策資金への利子補給の継続及び次世代型店舗づくり事業により下支えするとともに、

近年、民間事業者にとつて深刻な課題である人手不足に対応するため、産業等活性化補助事業に新たに「外国人技能実習生等受入補助金」を設け、地域産業の活性化に取り組みます。

また、地域おこし協力隊員制度においては、従来の指定課題解決型に加え事業所派遣型の活用により、民間事業者の事業拡大や新分野挑戦、事業承継に必要な人材確保を進めるとともに、協力隊の起業と定住の促進を図ります。

観光振興については、観光協会と連携を図りながら、合併20周年記念事業として開催される3大イベントへの助成や、ふるさと納税を通じて地域の魅力発信など観光の振興と地域の活性化に努めます。

また、遊具の老朽化が著しい「さけ観察広場」の改修工事を実施します。

昨年、長寿命化改修事業を実施し、本年30周年を迎える「温泉ホテルきたひやま」並びに本年4月より新たに指定管理者制度により運営する「せたな青少年旅行村」につきましては、利用者のサービス向上やコスト削減を図るとともに、引き続き適正な運営と施設管理に努めます。

◎再生可能エネルギーの推進

地球温暖化対策実行計画により、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めるとともに、民間への導入を促進するため新たにゼロカーボン推進補助金を設け、国が目標とする2030年温室効果ガス46%削減や、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。

また、再生エネルギー利用法において法定協議会が設置されている「檜山沖」につきましては、促進区域指定に向け引き続き取り組まします。



自然を守り、安全にすごせるまち

◎上下水道事業

水道事業については、水道施設の適正な維持管理に当たり、各施設の状況を監視システムにより常時監視をしておりますが、システム通信に使用しているN-TT専用回線が令和10年度にサービスを終了することから、本年度からシステムの更新に取り組みます。今後も水道水の安定供給に向け、これまで同様、「安心、安全な水の確保」、「安定した水の供給」及び「健全経営」に努めます。

熱源供給事業については、北檜山中学校及びきたひやま荘へ温泉水を供給している北檜山2号井の老朽化が著しいことから、代替井の掘削に向けた地下資源の調査を行うとともに、その他の施設についても適切な維持管理を実施し、安定した温泉の供給を図ります。

下水道事業については、昨年度に引き続き、大成浄化センター及び北檜山下水処理場の改築更新工事を実施するほか、公共水域の水質保全並びに浸水防除に資するため、排水管の新設及び漁業集落排水施設の適切な維持管理を実施し、安定した汚水処理に努めます。

また、上下水道事業会計については、令和6年度より公営企業会計へ移行し、適正な運営に取り組んでおりますが、持続可能な事業運営を図るため、公営企業経営戦略を改定し、今後の投資や財政計画の中での収支バランスを的確に把握し、より一層の経営の健全化に努めます。

◎環境衛生

地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め、「資源ごみ回収奨励金交付事業」を継続するほか、北部松山衛生センター組合におけるリサイクル事業の推進のため、資源ごみの無料収集・処理を引き続き実施します。

また、公共下水道や農業集落排水施設などが未整備の地域における生活排水対策については、合併浄化槽の普及促進を図るため、設置費の補助を継続して実施します。

◎消防・防災体制

大型消防ポンプ自動車、更には大型水槽車を更新し、消防力の向上に努めます。

また、施設の維持管理、消防団員の防寒衣など被服の整備を進めるほか、消防職員及び団員の資質の向上を図り、火災をはじめ、各種災害へ迅速な対応ができるよう強化に努めます。

防災については、災害発生時に迅速に対応できるように各関係機関とのより一層の連携強化を図るほか、避難所生活環境改善のためなどの災害備蓄品の充実を図ります。また、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域全体の防災意識の高揚に努めるとともに、引き続き自主防災組織に対する支援を行い、「自助・共助・公助」の連携による地域防災力の向上に取り組みます。

◎河川の整備

一級河川後志利別川については、近年の気候変動の影響による治水対策を推進するため策定された流域治水プロジェクトを関係機関と協働で進めます。

北海道管理河川については、太櫓川、真駒内川、トンケ川、うぐい川の改修事業の早期完成やその他の河川についての適正な維持管理について、今後も道に対して要請します。

また、町が管理する河川については、河川災害を未然に防止するため、第一最内川の河道掘削を進めるとともに、学林沢川及び最内川においては河岸洗掘を防止するため護岸整備を実施します。

◎交通安全・防犯・消費者対策

交通安全の推進については、交通安全運動に対する関係機関、団体及び町民の皆様のご協力により、昨年9月に「交通事故死ゼロ1000日」を達成することができました。今後も街頭啓発や交通安全教育などの取組を推進し、町民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関や団体と連携を図り、交通事故防止に努めます。

防犯対策については、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能がついた電話機などの購入に対する補助を継続して行います。

また、引き続き公共施設へ防犯カメラを設置し、事件事故の早期解決と犯罪への抑止力を高めるとともに、警察署をはじめ関係機関と連携し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進します。

消費者対策については、複雑かつ多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、被害防止の啓発活動や消費者相談窓口の一層の充実を図るとともに、町民の消費生活における安全と安心の確保に取り組みます。

◎町有施設の解体

老朽化した町営住宅などの解体を引き続き実施し、周辺環境の保全に努めることとしております。

また、適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家対策として、特定空家に該当しないが住居として使用できないほど損壊している家屋についても、町単独事業として枠を拡大して解体に対する助成を引き続き実施します。

◎広域的な幹線道路とのネットワークの構築

国道の整備については、地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路「渡島半島横断道路」の整備促進や国道229号・230号の適正な道路網の整備について、関係機関に引き続き要請します。

道道の整備については、北檜山大成線の都地区歩道整備や新成地区などの狭隘箇所改良事業の推進をはじめ、緊急時に2次及び3次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の安全な通行の確保について要請します。

町道橋の整備については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、町道丹羽6号線玉川橋補修工事を行います。

町道は町民に身近な道路であることから、道路状況を確認し、路面の補修や排水整備及び除雪などこれまで同様適切な維持管理に努めます。

◎快適な住環境の整備

今後の公的賃貸住宅の適正な供給と保全を図るため、町営住宅等長寿命化計画の見直しを行う

います。既存住宅の維持管理としては、徳島団地の長寿命化改善事業を継続するほか、住宅状況に応じた補修を実施しながら適正な居住環境の確保に努めます。

また、移住定住人口の確保などを目的とした「移住定住促進住宅奨励事業」や良質な賃貸住宅の供給を促進するための「賃貸住宅整備促進支援事業」を継続して実施するほか、物価高騰における経済対策並びに移住定住対策として「住宅リフォーム等助成事業」を実施し、地域経済の活性化に努めます。

地域公共交通については、新たな町域公共交通計画の着実な推進に向けて、地域公共交通活性化協議会及び各事業者と連携・協議を進めながら、持続可能な公共交通体系の構築を目指すとともに、デマンドバス実証運行事業などにより利用者のニーズや課題を探り、効率的かつ利便性を高める公共交通の形成に取り組みます。

◎教育

教育委員会との連携のもと、基礎学力の定着をはじめ、ICT機器を活用した教育や体力向上に向けた取組、更には道德教育、外国語教育など、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、夢と希望を抱きながら、学ぶ楽しさを感じ、自ら学ぶ意欲が育まれるよう支援します。

また、生涯学習を通じて地域全体が潤いと活力に満ちた豊かな人間性と文化を育むまちづくりを目指し、町民一人一人が自己の充実や心身の健康と潤いのある生活が送れるよう、主体的

に学び続けることができる環境づくりを進めます。

◎地域の活性化

自治体DXの取組については、新たな町公式ホームページやSNSにより、更なる町民の利便性の向上と情報発信の推進を図るとともに、デジタル田園都市国家構想総合戦略によるデジタル社会の構築を進めます。

町内外の独身が集い、出会いと交流の場を提供する「出会いの広場」を継続して開催すること、人生最大のプロジェクト「結婚」に結びつくためのきっかけとし、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ります。

また、令和元年度に友好交流都市協定を結んだ愛知県豊山町とは、引き続き産品交流やオンラインによる学校交流を実施するほか、昨年から始まりました中学生派遣事業におきましては、本年は豊山町から中学生を受け入れ、更なる交流事業の発展に努めます。



豊山町との小学校オンライン交流授業の様子

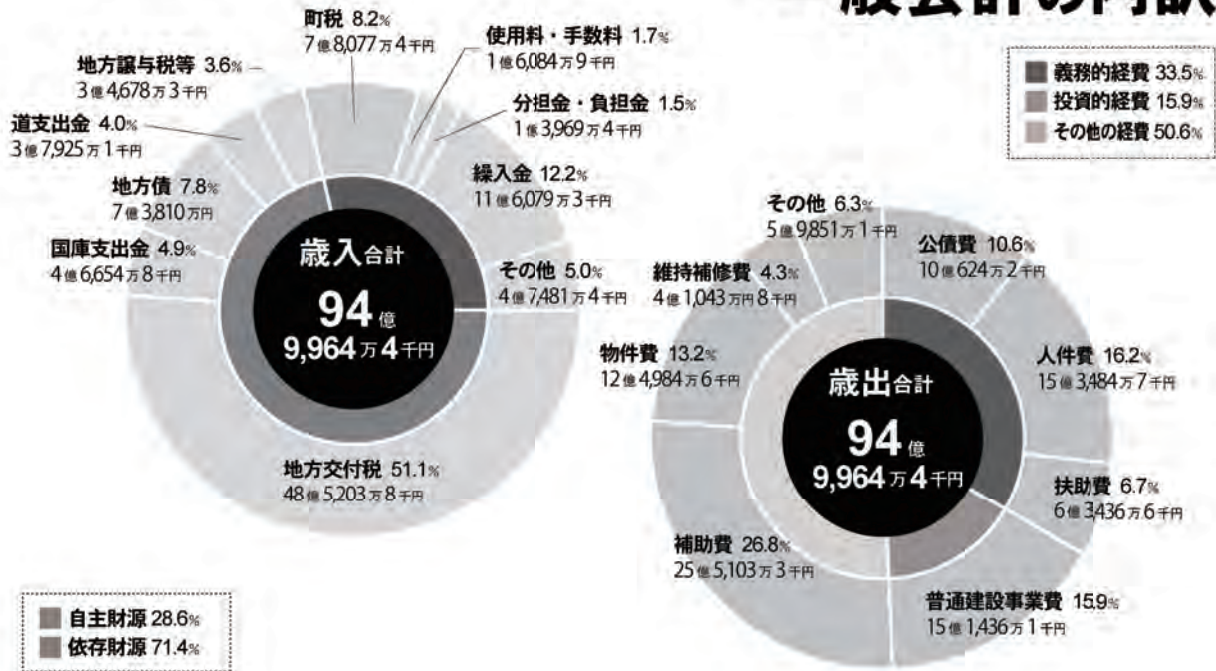
予算

■令和 7 年度通常予算が成立しました

暫定予算でスタートした令和 7 年度予算は、4 月 28 日開会の第 2 回町議会臨時会において議決され、成立しました。

一般会計の総額は 94 億 9,964 万 4 千円（前年度と比べ 1 億 6,101 万 5 千円、1.7%の増）となりました。なお、暫定予算は通常予算に引き継がれ、失効しました。

一般会計の内訳



項 目	内 容
町税	町民税、固定資産税、軽自動車税など
使用料・手数料	公共施設等の使用料、各種証明手数料など
繰入金	積み立てている基金から使われる財源など
分担金・負担金	特定の利益を受けた（受ける）人からの負担金など
地方交付税	地方公共団体の財政力に応じて、国税から一定の基準により配分される財源
町債	国や銀行などからの借入金
国庫支出金・道支出金	特定の事業に対して国や北海道から交付される財源
地方譲与税等	国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により譲与される財源など
その他	土地・建物貸付収入、前年度の繰越金など

項 目	内 容
公債費	借入金の返済にかかる経費
人件費	職員の給料、議員報酬など
扶助費	高齢者・児童・心身障がい者などに行っている様々な支援に要する経費
普通建設事業費	道路・学校などの公共施設の新増設事業を行う経費など
補助金	各団体に対する助成金や一部事務組合への負担金
物件費	旅費・需用費・役務費など
維持補修費	道路や河川などの維持的な経費
その他	特別会計への繰出金や基金への積立金など

特別会計	予算額等
国民健康保険事業	10億7,994万8千円
後期高齢者医療	1億7,947万6千円
介護保険事業	10億8,915万7千円
介護サービス事業	6,023万6千円
風力発電事業	廃止

●一般会計

町の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費が組まれている会計

●特別会計

一般会計に対して、特定の事業を区別して別に処理するための会計

企業会計	予算額等	
簡易水道事業会計	収入	支出
	収益的収支 4億150万7千円	4億8万7千円
	資本的収支 1億3,736万6千円	1億9,815万2千円
下水道事業会計	収入	支出
	収益的収支 4億5,678万5千円	4億5,678万5千円
	資本的収支 5億7,875万9千円	5億7,890万7千円
病院事業会計	収入	支出
	収益的収支 11億3,683万3千円	11億3,683万3千円
	資本的収支 1,795万4千円	3,361万2千円

●企業会計

事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計

包括的で質の高い教育を目指し

総合的な教育行政の推進に取り組みます

第1回せたな町議会定例会で小坂橋教育長が示した、せたなの教育の目指す姿と取り組みをお伝えします。



学校教育の推進

◎学校経営

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化するなか、複雑化・困難化している教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切です。

そのため、子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともに、コミュニティ・スクールなどの外部の声を学校運営に積極的に反映し、地域と一体となつて子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりが推進されるように支援します。

また、小学校・中学校の連携ならびに、中学校と檜山北高等学校との連携についても継続して進めます。

◎教育課程

小中学校においては、学習指導要領に基づく教育課程をバランスよく編成するとともに、ICT教育、学力・体力向上に向けた取り組み、本町が有する豊かな自然・歴史・文化を学ぶふるさと教育や職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進します。

また、本町の価値ある伝統・文化財・郷土資料を学校教育で

も有効に活用します。

◎学習指導

「確かな学力の向上とこれからの時代に求められる資質・能力の育成」については、児童生徒一人ひとりの確かな学力を向上させ、将来の学びを支える学力を定着させると同時に、「主体的・対話的で深い学び」の充実を図るため、1人1台端末を有効に活用し、子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めます。そのひとつとして全校児童・生徒に導入した学習用ソフトのAドрилを有効に活用するなど、学校での学習のみならず家庭学習の充実に取り組みでまいります。そのうえで、望ましい生活習慣の定着と授業改善を学力向上の両輪とし、学校・家庭・地域が一体となり取り組みを推進します。

外国語教育については、児童生徒の英語力のより一層の充実と向上を図るため、外国語指導助手や英語指導助手を全ての小中学校に派遣します。

◎総合的な学習の時間

「自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成」を図るため、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材の活用や事業所、関係団体等での体験活動を通して「探究的な見方、考え方」を育む教

育活動を推進します。

また、国内外で2050年までにカーボンニュートラルを目指す動きが高まっていることから、町内にある風力発電施設を積極的に活用した学習の場を提供します。

◎道徳教育

「考え議論し、豊かな心を育む道徳」に向けて、道徳教育推進教師を中心に学校全体として授業改善と充実を図るとともに、参観日等での道徳の授業公開を行います。

また、北海道版道徳教材「きたものがたり」を道徳の授業に活用するなど、せたな町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にすることを思いやりの心など豊かな心を育むための道徳教育の充実を図ります。

◎生徒指導

管理職のリーダーシップのもと、全教職員による生徒指導体制と組織的な対応を図るとともに、保護者や関係機関と連携を密にした取り組みを進めます。

いじめや不登校等への取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問等を実施し、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応に努めるとともに、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努

めます。

また「スクールアドバイザー」を学校等に派遣するほか、不登校の児童生徒を受け入れる教室や保護者を対象とした交流会の実施など、不登校等の課題を抱える児童生徒や、その保護者に対する心のケア、指導・助言等の支援を引き続き行います。

◎健康・安全教育

学校においては、運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てる取り組みが進められておりますが、実生活に即した肥満防止、体力増強や食物アレルギー対応に係る適正な管理が図られるよう努めます。

食育については、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や、家庭への啓蒙・連携等を通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食料をせたな産で賄う給食の日を設定し、積極的に地場産物を利用した給食の提供をするなど、食への感謝の気持ちと地域への愛着を醸成する指導の充実に努めます。

安全教育については、不審者、交通事故等から児童生徒が主体的に安全な行動をとることができると、警察等と連携を図り、交通安全教室など各種教室を開催し、危機対応能力等を身につける安全教育の充実に努めます。

「ふるさとせたなを愛し、潤いと活力ある人間性豊かな人を育む」ことを基調に、学校教育、社会教育において、一人ひとりが身体的、精神的、社会的に良好で満たされた「ウェルビーイングの向上」に努めます。

また、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年計画となります。第4次「せたな町教育推進計画」を策定いたしました。

また、防災教育として関係機関や地域と連携した「一日防災学校」を充実させ、児童生徒に對し、いつ起きるかわからない災害への防災意識の向上を図ります。

◎特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への特別支援教育は、とても重要なものであり、せまた町特別支援連携協議会やせまた町教育支援委員会を定期的に開催し、認定こども園や保育所、小中高等学校と関係機関が連携しながら児童生徒への適切な支援・指導に取り組みます。

また、特別支援教育支援員・学習支援員を配置するなど、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの充実・支援に取り組みます。

◎幼児教育

認定こども園や保育所から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学習をスタート力キキュラムとして年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めます。

そのほか、外国語に慣れ親しむために認定こども園や保育所に外国語指導助手を派遣します。

◎教職員の資質向上

教職員一人ひとりの資質・能力を高める研修を充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的な参加を促進してまいります。とりわけ教職員のICT機器の教育活用のためのスキルアップを目指し、引き続き研修会を充実させます。そのほか教職員の心身の健康

保持のため、スクールアドバイザーによる教職員のメンタルヘルスケアを実施し、風通しの良い、働きやすい職場づくりを支援します。

また、教職員が不祥事によって地域社会からの信頼を失うことのないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ります。

GIGAスクール構想下での校務のDX化による、校務に関する業務負担の軽減と子ども一人ひとりに向き合う時間の確保、授業における効果的なICTの活用など、業務の効率化や授業改善に努め、「働き方改革」を推進します。

◎教育環境の整備

令和7年度は、北檜山中学校の長寿命化改修工事実施設計業務を実施し、教育施設の長期的な維持管理を図ります。

また、GIGAスクール構想第2期を見据えた学習用コンピュータ1人1台端末の整備・更新、大型モニターの追加導入、通信ネットワーク環境の向上など、ICT教育の推進によるデジタル教材の活用を推進するため、情報教育環境の整備に努めます。

このほか、緊急性や重要性を考慮しながら教育施設の安全な維持管理に努めます。

◎生涯学習

人格形成の基礎を育むことが大切な乳幼児期は、安心して子育てができる環境を整え、関係機関や団体と連携し、学びの場の提供や体制の整備に努めます。

青少年期は、連帯感・協調性・社会適応力を身に付け、将来に向けての可能性を育むため、「自然体験事業」や「ふるさと学習」のほか、小学校低学年を対象とした「英会話教室」を実施してまいります。

このほか、地域人材を活用した学校運営についても引き続き支援します。

職業生活を通じて地域社会のなかでも活躍が期待される成人期は、家庭・地域・職場等において中核を担う世代であることから、多様な学習機会の提供や家庭を取り巻く環境の変化に対応した、「家庭教育支援」に努めます。

高齢期は、少子高齢化の進行が著しい現代において、学習機会の提供や活動支援が重要です。そのため、高齢者が健康で元気に生きがいを持って日々生活することができるよう、「高齢者大学」を中心とした事業の充実に努めます。

本町では、このように各年齢期にあわせた事業を展開し、それぞれが「生きる力」を身につけ、幸せや豊かさを感じられる活力ある社会の実現をめざします。

◎読書活動の推進

「せまた町子ども読書推進計画」に基づき、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに、各学校へ学校図書室支援員を派遣し、学校図書室の環境を充実させ、読書習慣の推進に努めます。

また、各図書施設につきましては、図書資料の充実や読書活動の推進を図り、町民に親しまれる図書施設としてより良い運営に努めます。

◎芸術・文化

町民が心豊かに、創造的で文化的な生活が営めるよう「文化講演会」の開催や、芸術鑑賞機会の提供に努めます。

また、町民の日常的な文化活動を促進するため、文化団体やサークルなどと連携した文化祭開催のほか、芸術鑑賞事業実行委員会や郷土芸能団体等への支援を行うとともに、誰もが気軽に参加や活動ができる環境づくりに努めます。

本町の貴重な文化財や郷土資料については、学芸員による適正な保護・保存に努めるとともに、定期的な展示会や資料を活用した各種事業を開催し、文化財の公開と情報発信に努めます。

◎スポーツの推進

スポーツの推進は、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や、楽しさ、喜びを与えるなど、創造的な文化活動のひとつです。

幼児期は、心身ともにめざましく発達する時期であり、この時期に生涯にわたって健康や体力を保持増進していくため「キッズ運動教室」の開催など、基礎を養う学習機会を提供します。

青少年期は、スポーツに親しむ習慣を形成し、筋力・持続力・瞬発力などの身体機能がピークに達する時期です。

体力が充実し高度な技術を身に付け、より高いレベルをめざし個々の限界に挑戦することが可能であることから、各種スポーツ教室のほか、プロの選手やチームによる「スポーツアカデミー事業」を実施し、体力・技術の向上を図ります。

成人期は、時間的制約も多く

なる時期ではありますが、健康づくりを目的にした「トレニング講座」の開催や包括連携事業の活用など、ニーズに合わせた学習機会の提供に努めます。

高齢期は、ライフスタイルの違いにより個人差もありますが、加齢に伴う身体的な衰えや体力・運動能力の低下も見られる時期です。軽スポーツや「シニア向け認知症予防運動教室」など、個人の体力・運動能力にあわせて気軽に参加できる学習機会の提供に努めます。

本町では、近年の環境や社会状況の変化に対応しながら、生涯にわたり誰もがそれぞれの年齢や性別、障がいの有無に関わらず、さまざまなライフステージに応じたスポーツに親しむことができる環境の充実に努めます。

◎社会教育・社会体育施設の整備

施設の管理運営に関しましては、町民の生涯学習・生涯スポーツの重要な活動拠点として、緊急性や重要性を考慮しながら引き続き適切な維持管理に努めます。

そのほか、令和5年度から実施しております北海道教育大学函館校と連携した「地域づくり支援実習受入事業」の内容充実や、令和6年度に同大学と締結した包括連携協定に基づく事業展開を図ります。

(株) 高橋建設から 寄附金がありました

4月14日(月)、株式会社高橋建設せたな本店専務取締役本店長 坂下正治氏からせたな町へ100万円の寄附がありました。

これは、同社が日ごろからお世話になっている地域への感謝の気持ちとして、教育関連の事業に役立ててほしいと寄附されたもので、同日坂下本店長から高橋町長へ目録が手渡され、高橋町長から感謝の気持ちが伝えられました。寄附金は、せたな町の教育振興のために活用されます。



令和7年5月1日採用の地域おこし協力隊(事業所派遣型隊員)3人の隊員をご紹介します。

町では、町内事業所が新たな分野にチャレンジ・事業拡大等に必要な人材を地域外から登用し、定着を図るとともに地域力の維持・強化を目指す取り組みを令和6年度より開始しました。



第59回



株式会社 つなぐ
ほしな あい
保科 愛(札幌市)

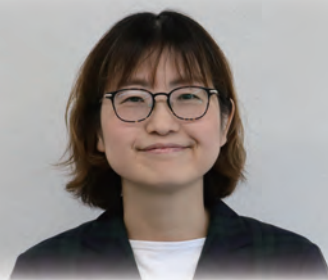
この度、地域おこし協力隊としてせたな町に移住することになりました。
これから少しでも町のためになる様貢献できたらと思いますのでよろしくお願いします。

所属
氏名(着任前の住所)
ひとことご挨拶



エムズビー株式会社
すぎやま いくこ
杉山 郁子(韓国)

5月1日付で地域おこし協力隊として働かせていただくことになりました。
美しい青い海と空、緑の山々、澄んだ空気で自然豊かなせたな町をアピールして、来町者やリピーター、移住者が増えるなど、町おこしにつながるお手伝いができるよう頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。



株式会社 マウニーテイル
CHEESEDOM 事業部
なかやま えりこ
中山 恵里子(江別市)

みなさまはじめまして。
北海道江別市からまいりました中山恵里子と申します。
チーズを通して、せたな町の四季の魅力を町の皆さん、海外の皆さんにも伝えられたらと思っています。
自分にできる事をしっかりと努めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度「せたな町二十歳のつどい」を開催します

令和7年8月14日（木）せたな町ふれあいプラザを会場に「せたな町二十歳（はたち）のつどい」を開催します。

今回の対象者は平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方です。



昨年度開催の様子

対象の方には案内状（往復はがき）を送付し、出欠を確認しますので、お早めに返信をお願いします。

なお、現在はせたな町に住民登録がなく、進学・就職などで転出されている方も出席できますので、**出席を希望される方は7月15日（火）までに教育委員会事務局へご連絡ください。**

問い合わせ先

教育委員会事務局 社会教育係

☎ 0137-84-6260

民生委員・児童委員からのお知らせ

心配ごと、悩みごとを
ひとりで抱えていませんか？

暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなど
お気軽にご相談ください。



【こんなとき民生委員・児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど）
- 施設利用に関すること
（デイサービス、ショートステイなど）
- 介護保険制度に関すること
- その他



家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他



その他の困りごと

- 心身の疾病や障がいに関する相談等



暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること（職業や年金など）
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他



育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他



問い合わせ先

福祉課社会福祉係

☎ 0137-84-5984

人権擁護委員による

特設人権相談所を開設します

法務省から委嘱されている人権擁護委員が相談に応じます。配偶者やパートナーからの暴行や虐待、セクシャル・ハラスメント、プライバシー侵害、生徒のいじめや体罰、インターネット上での誹謗中傷など様々な人権問題について、困りごとや心配ごとがありましたら、ご相談下さい。

相談内容については、一切秘密が守られ、相談は無料ですので、お気軽にご利用下さい。

また、函館地方方法務局及び人権擁護委員は、いつでも人権相談に応じていますので、ご相談下さい。



	開設日	場所	開設時間
大成区	6月2日(月)	大成町民センター	午後1時00分から 午後3時00分まで
瀬棚区	6月7日(土)	瀬棚総合福祉センター やすらぎ館	
北檜山区	6月7日(土)	せたな町民ふれあいプラザ	

問い合わせ先

総務課総務係

☎ 0137-84-5111

日本赤十字社資募集のお礼と報告

令和6年度の社資募集につきましては、次のとおりたくさんの社資をお寄せいただきました。ご協力をいただきました皆さまの善意に、心より感謝申し上げます。

お寄せいただきました社資は、日本赤十字社北海道支部へ送金し、災害救護活動、救急法講習会の普及などに役立てられています。

今後とも、日本赤十字社の活動に、ご支援・ご協力をお願いいたします。

総額 1,077,000円

ありがとうございます
ございました



日本赤十字社交付金の活用内容

日本赤十字社北海道支部へ送金した社資の一部が交付金として、せたな町（日本赤十字社せたな町区分）へも交付されており、福祉活動・災害救護活動として、次の事業に活用しています。

- 災害用備品購入〔近年購入した備品の一部〕
 - ・災害用簡易ベッド 6台（R6）
 - ・避難所用パーテーション 5張（R5）
- 福祉用具貸出事業

手すりや歩行器、介護用ベッドなどの福祉用具を貸出しています。
- AED講習出前講座

せたな消防署と連携してAEDトレーナー等を用いた救急法の講習を行っています。



災害用簡易ベッド



避難所用パーテーション

◎福祉用具貸出を希望する方は、福祉課社会福祉係へ、AED講習出前講座を希望する方は、せたな消防署へお問い合わせください。

問い合わせ先

日本赤十字社せたな町区分（福祉課社会福祉係）
せたな消防署救急係

☎ 0137-84-5984

☎ 0137-84-5709

特殊詐欺等被害防止のための機器購入費の一部を助成します！

依然として、高齢者の特殊詐欺被害が多く発生しています。
町では、高齢者を狙ったオレオレ詐欺などの特殊詐欺や悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、特殊詐欺等被害防止機能がついた電話機などの購入に対し補助を行います。



1. 対象者

次の①～②の要件をすべて満たす人が対象となります。

- ①町内に住所を有する 65 歳以上のみの者からなる世帯
- ②せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例第 6 条による制限措置を受けていないこと

2. 対象機器等

電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造された機器であり、通話の内容を自動的に録音する機能又は被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有するものなど

3. 補助金額

購入費及びその設置に直接要する費用の 2 分の 1（100 円未満の端数は切り捨て）

※町内に店舗を有する業者が販売する対象機器に限ります。

※上限は 10,000 円までとなります。

4. 申請手順

- ①購入又は設置する前に事前に申請書及び機器の機能が記載された書類（カタログ等）を総務課地域生活係へ提出してください。※申請書は総務課窓口にあります。
- ②内容を審査・確認し、町から審査結果を連絡します。
- ③対象となった場合は、電話機などを購入してください。
- ④購入及び設置した後、「補助金交付請求書」及び購入及び設置したことを証する書類として支払いに係る「領収書の写し」を提出してください。
- ⑤補助金が振り込まれます。



5. 留意事項

- 補助金の交付は 1 世帯につき 1 回限りとなります。
- 電話機等を購入又は設置する前に必ず事前に申請をしてください。
- 特殊詐欺等被害防止機能があってもオレオレ詐欺や悪質勧誘の電話が完全に排除できるわけではありませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

総務課 地域生活係

☎ 0137 - 84 - 5111

広報紙・ホームページに 広告を掲載しませんか？

広報紙（1 回）

- ① 3,500 円（縦 4.6 cm×横 8.8 cm）
- ② 7,000 円（縦 4.6 cm×横 17.6 cm）
- ③ 7,000 円（縦 9.9 cm×横 8.8 cm）
- ④ 14,000 円（縦 9.9 cm×横 17.6 cm）

ホームページ（バナー広告）

- 1 か月 10,000 円（動画は不可）
（縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル）
画像は GIF 形式、容量は 4KB



申し込みお問い合わせ先 まちづくり推進課広報統計係 TEL 0137-84-5111（内線 1234）

ゼロカーボン せたな



ゼロカーボンせたな公式ロゴマーク



「デコ活」とは

国では2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度から46%削減することや、2050年までにカーボンニュートラル社会を目指すことを宣言しました。これらを実現するために家庭から排出される二酸化炭素排出量の削減も欠かせません。

この目標を達成するべく、国は「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始し、この取り組みを愛着あるものとして、たくネーミングを広く公募し、「デコ活」と命名されました。

「デコ活」アクション

まず始めに個人で実践できることをコツコツということから以下の4つが示されています。

①電気も省エネ 断熱住宅

住まいの窓や壁等を熱を伝えづらくする「断熱住宅」にすることで、室内外への熱の出入りを抑え、夏は涼しく、冬は暖かい快適な室内環境となります。これにより冷暖房の使用量を抑え、二酸化炭素排出量や光熱費を削減することが出来ます。

加えて部屋間の寒暖差が小さくなることで入浴中のヒートショックを予防するなど健康面でも大きなメリットとなります。

②こだわる楽しさエコグッズ

LEDや省エネ家電などのエコ

グッズを生活の中に取り入れることで、光熱費が節約できたり、高性能な製品を通じて快適で便利な生活を送ることが出来ます。

③感謝の心食べ残しゼロ

食品ロスとは、本来食べることが出来るのに、関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では年間約472万トンのロスが発生したと推計されており、家庭からの食品ロスの要因は、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」の3種類が大部分を占めています。食品ロスを減らすことは、廃棄物の減量とともに食費の節約にも繋がります。

④つながるオフィステレワーク

テレワークとはICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所に捕らわれない働き方を指し、移動時間の削減や通勤の疲労を減らし、余暇時間を増やすことにも繋がります。

また、転職をせずに地方移住が可能になったり、育児や介護中でも働けるなど多様なワークライフバランスを実現することにも繋がります。

ほかにも環境にやさしい次世代自動車の選択や太陽光・風力発電など再生可能エネルギーの活用、公共交通や自転車、徒歩移動など暮らしが豊かになり脱炭素などに貢献していくものは全て「デコ活」

アクションとなるので、無理なく可能な範囲で行うことが望ましいです。



戸籍にフリガナが記載されます

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます。
せたな町は、7月22日頃発送予定です。

→誤っている場合は届出をしてください

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



問合せ先 町民課戸籍年金係 0137-84-5113

■本年5月より法テラス八雲法律事務所に赴任しました菊池和史（きくちかずふみ）です。どうぞよろしくお願いいたします。

■はじめにこれまでの経歴についてお話しします。出身は埼玉県で、司法試験に合格するまではずっと埼玉県で生活をしてきました。司法試験合格後は、1年間、青森で研修をし、弁護士になってからは法テラス（日本司法支援センター）に入社し、常勤弁護士として埼玉で1年間、秋田県秋田市で2年間で、事としてきました。そしてこの度、縁あって八雲法律事務所へ赴任することになりました。

■このように全国転勤をする弁護士は実は珍しく、その土地に定着をして、地盤を広げながら仕事していく弁護士が一般的です。弁護士として赴任のメリットやデメリットはさまざまありますが、私個人としては、赴任する土地によって経験するものが異なるので、赴任することはこの仕事の楽しさでもあると思っています。

■法テラスの常勤弁護士の醍醐味としては、もう一つ、各地の風土や豊かな自然を楽しむことができます。点もありません。私は、赴任が連休と重なったこともあり、連休を利用して道南地方一帯を車でめぐっています。広い海や本州とは異なる植生、なだ

らかな山や農場等、北海道なら
ではの美しい景色に感動してい
ます。
■道南各地をめぐるにつれ、本
州とは違い、各自自治体が非常
大きな面積を有していること実
感しています。法律事務所があ
るのには、八雲駅前ですが、町
唯一の法律事務所として八雲市
街地のみなみならず、熊石地区やせ
田の町、今金町等、近隣地域の
皆様に、つきましてもお悩み
解決にお力添えできればと思っ
ております。法テラスでは資力
の問題や距離の問題があつても
弁護士と相談することができる
ようにいろいろな仕組みを用意
しておりますので、ぜひ気軽に
ご相談のご連絡をしていただ
ければ幸いです。
改めましてどうぞよろしくお
願いいたします。
■最後にご案内ですが、当事務
所ではみなさまからの法律相
談を承っております。一定の資
力要件を満たす方であれば、3
回まで無料の法律相談を承る
こともできます。お気軽にご相談
ください。相談予約のお電話
は、「法テラス八雲法律事務所
(0500.3383.8366)」
までお寄せください。また、
「法テラス江差法律事務所
(0500.3383.5563)」
でも、同様に法律相談を承って
おりますので、こちらもお気軽
にご利用ください。

法テラス
八雲通信

着任のご挨拶

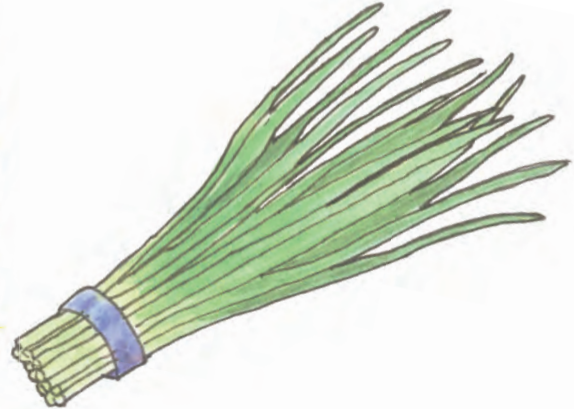
法テラス 八雲法律事務所

弁護士 菊池 和史
(函館弁護士会所属)

6月の旬は ニラ です

管理栄養士 米川美里の

今月の旬なレシピ



6月の旬な食材「ニラ」

一年中手に入るイメージのニラですが、4月～6月頃に収穫されるニラは、新ニラと呼ばれています。冬～春にかけてのものは葉が柔らかいのが特徴で、夏のもの葉が硬く、かみ応えがある特徴があります。ぜひ、食べ比べてみてください。

ニラには、カロテン、鉄分、ビタミンC、カリウム、葉酸、食物繊維など栄養素が豊富に含まれており、風邪予防や美肌効果があります。ニラの独特な香りは、アリシンという辛み成分によるもので、ビタミンB1の吸収を助け糖質の分解を促進する働きがあり、疲労回復やスタミナ強化への効果が期待されます。これから、だんだん暑くなるので夏バテ予防にもぴったりの野菜ですね。



餃子のミルクスープ

材料（2人分）

餃子皮	12枚(60g)
豚ひき肉	80g
ニラ	30g(3本ぐらい)
キャベツ	30g
食塩	少々(0.1g程)
プロセスチーズ	24g

味噌	6g(小さじ1杯)
しめじ	40g
ほうれん草	40g
人参	30g
コーン缶	10g
ごま油	12g(大さじ1杯)
牛乳	400ml
鶏がらスープの素	1.5g(小さじ1/2杯)
胡椒	少々

スープにすることで、たくさん野菜も摂れます。ぜひ、違う野菜でもアレンジしてみてください！牛乳を豆乳に変えても美味しいです。

栄養成分（1人分）

エネルギー：422kcal / たんぱく質：22.0g / 脂質：25.3g / 炭水化物：34g
塩分：1.4g / 糖質：30.8g / ナトリウム：550mg / カリウム：850mg

・作り方・

- ① キャベツとニラをあらみじん切りし、食塩をまぶし混ぜる。数分後、水気が出てくるのでよく絞っておく。
- ② しめじは石づきを取りほぐしておく。ほうれん草は2cm幅でざく切り、人参は皮を剥いて2～3mm幅のいちょう切りにする。
- ③ 豚ひき肉に味噌を入れ、しっかり粘りが出るまでまぜる。
- ④ ③に①を合わせてしっかり混ぜ、プロセスチーズを入れ餃子の皮で包む。
- ⑤ 鍋にごま油をひき、④の餃子を並べ焼き色をつける。
- ⑥ ⑤に②の野菜とコーン缶を入れ、軽く混ぜる。（餃子を潰さないように気を付ける。）
- ⑦ ⑥に牛乳と鶏がらスープの素を入れ、全体に火が通り、皿に盛り付け胡椒をかけたら完成。

「6月1日は牛乳の日」

6月は牛乳月間です。国連食糧農業機関（FAO）は2001年、牛乳に対する関心を高めると同時に、酪農・乳業の仕事を多くの方に知ってもらうことを目的として、6月1日を世界牛乳の日（World Milk Day）とすることを提唱しました。日本でも、日本酪農乳業協会（現在の一般社団法人「ミルク」）が2007年に6月を「牛乳月間」と決めました。

牛乳は北海道が生産量1位！コップ1杯で、1日に必要なカルシウム量の約1/3が摂れ、たんぱく質、ビタミン類も摂れる栄養価が高い飲み物です。



保健師からの健康アドバイス

歯の健康について

～6月4日は「虫歯予防の日」～

毎年6月4日～10日の一週間は、「歯の健康週間」です。
また、6月4日は6(む)と4(し)の語呂合わせで「虫歯予防の日」と言われています。この機会に歯と口の健康について考えてみましょう。

今月の担当は
高森 優希 です



子どもの歯について

子どもの歯(乳歯)は、大人の歯(永久歯)に比べて柔らかく未熟なため、虫歯になりやすく、進行が早いのが特徴です。特に1歳6か月～3歳になる間に急激に虫歯が増加する傾向にあります。せたな町のお子さんと同様であり、5歳になると虫歯の保有者はさらに増加します。

子どもの虫歯予防のためには

- 規則正しい食生活
虫歯の一番の原因は砂糖です。糖を溶かすときに歯の表面も溶かしてしまうので、おやつやジュースは時間や回数を決めてあげましょう。
- 毎日の歯みがき
1日1度、寝る前に丁寧に磨く習慣をつけましょう。(保護者が仕上げ磨きをしてあげましょう)
- フッ素の利用
フッ素は虫歯菌の活動を抑え、虫歯に強い丈夫な歯をつくり、歯の再石灰化作用(修復作用)を促進します。

子どもだけではなく、大人も気をつけなければなりません。

加齢に伴い、歯を失う方が多いのが現状です。原因は虫歯や歯周病によるものであり、全身の健康に悪影響を及ぼすと言われています。特に歯周病は40歳以降に歯を失っていく大きな原因となっており、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞、誤嚥性肺炎を引き起こすことと深い関連があります。

近年は65歳以上の虫歯が増えていくとの報告があったり、高齢になるほど歯周病の罹患率が上がり、重症化してから気づくことも多くなっています。

歯周病や虫歯になる原因は、口の清潔を保てていないことです。日頃からのケアにより、歯の健康を保つことは、全身の健康を守ることに繋がります。

毎日の歯みがき、自己流になっていませんか？

隅々まで磨いたつもりでも、意外と磨き残しがあるものです。歯みがきは歯と口の健康を守る基本です。適切なケアをしましょう。

歯ブラシの持ち方と選び方

- ・ヘッドは小さめ
- ・やわらかめ～普通のかたさがおすすめ
- ・歯茎を傷つけないように優しく磨き、歯間を丁寧に磨く
- ・歯と歯茎の境目は45度
- ・歯の側面は水平に当てて小刻みに動かす
- ・1本1本丁寧に磨く
- ・歯間は歯ブラシの毛先が届きにくいので、歯間ブラシやデンタルフロスが役に立ちます。どちらも歯と歯の間に通して使います。



歯の性質や歯並び等は個人差があり、歯みがきだけでは取り切れない汚れもあるので、年1～2回の定期的な歯科受診も大切です。

子どもは虫歯にならないように、大人になったら虫歯と歯周病が進行しないように、全身の健康を守るためにも歯とお口の健康を保つことが大事です。



せたな町では、乳幼児健康相談と合わせて、就学前のお子様にフッ素塗布を行っています(塗布間隔は4か月に1度)。また、歯科医師による歯科健診や相談も行っていますので、ぜひご利用下さい。

- ・日 時：毎月乳幼児健康相談日 13時00分～15時30分
- ・場 所：せたな町健康センター

健診申込・健康相談などは
保健師まで

●せたな町健康センター ☎0137-84-5115(直通)
●瀬棚支所 ☎0137-87-3311
●大成支所 ☎01398-4-5511

4/17

「大きくなって帰って来てね」 久遠小でサケ稚魚放流



4月17日（木）大成区の貝取澗川で久遠小学校の2年生4人が、檜山漁業士会の成田青年漁業士と檜山地区水産技術普及指導所の指導のもと、サケの稚魚放流を体験しました。

放流の前に、サケの生態について学習しました。今回放流する稚魚は、4～5年間かけ北米まで1万kmの旅をし、生まれた川へ戻ってくると聞き児童たちはびっくりした様子でした。

学習の後は、稚魚の入ったバケツを持ち「大きくなって帰って来てね」、「行ってらっしゃい」など声をかけながら笑顔で稚魚を放流しました。貝取澗川がサケの遡上であふれることを期待し、子どもたちが見守るなか、サケの稚魚は元気よく川を下って行きました。

将来を考えよう。北檜山中で進路について授業

4/28

4月28日（月）北檜山中学校で岡山市商工中金勤務の村田涼さん（平成27年度卒業生）北檜山中学校教諭の中村海斗さんのお二人を講師に、進路について授業を行いました。

当日は、事前に生徒から進路に関わる疑問、質問など知りたいことを取りまとめ、インタビュー形式で進めました。

講師からは「高校入学がゴールでない。スタート地点についたに過ぎない」「苦手を克服するより、得意な部分を伸ばし強みにする」など、生徒が今後の進路に迷った際のアドバイス等があり、生徒たちは熱心に聞いていました。



職員募集

～募集職種～

- 看護師・准看護師 ○経理職
 - 介護福祉士 ○リハビリセラピスト
 - 看護補助員 ○社会福祉士
 - 介護支援専門員 ○医療ソーシャルワーカー
- 【無資格可】

正職員・パート不問（2時間～OK！）

『未経験』や『ブランク』がある方も大歓迎！

悩んでいる方は是非一度連絡ください！

高校生のアルバイト也大歓迎です！

【問い合わせ】お気軽にお問合せ下さい♪

道南ロイヤル病院

☎0137-84-5011 総務課 渡部 まで

（有料広告）

道南ロイヤル病院
奨学金のご案内

返還不要

～給付型の奨学金について～

看護師を目指す学生へ

月額 70,000円（84万円/年×修学年数）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を目指す学生へ

月額 50,000円（60万円/年×修学年数）

薬剤師を目指す学生へ

月額 50,000円（60万円/年×修学年数）

現在在学中の学生もお気軽にご相談ください！

生活援助貸付金制度あり ※上記奨学金と併用可

【問い合わせ】道南ロイヤル病院

☎0137-84-5011 担当者まで

（有料広告）

令和 8 年度檜山管内町職員採用資格試験（上級）

◆試験区分及び職務内容

【試験区分】一般事務職

【職務内容】町村長部局・教育委員会・議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。

◆受験資格（学歴は問いません）

平成 7 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた方

※ただし、日本国籍を有しない方または地方公務員法第 16 条各号に該当する方は受験できません。

◆試験日程

【第 1 次試験】

日時 令和 7 年 6 月 29 日（日）午前 8 時 50 分着席

場所 乙部町民会館

【第 2 次試験】

採用予定町より第 1 次試験の合格者に通知

◆受付期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

申込書の配布場所

せたな町役場総務課
檜山管内各町役場総務課
檜山町村会事務局

せたな町HP



北海道行政職員（B 区分）採用試験

◆受験資格

平成 16 年（2004 年）4 月 2 日から平成 20 年（2008 年）4 月 1 日までに生まれた者

◆必要な資格・免許

特になし

◆申込受付期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）9 時 から 令和 7 年 7 月 14 日（月）17 時

◆第 1 次試験日

9 月 28 日（日）（合格発表日：10 月 14 日（火））

◆第 2 次試験日

10 月下旬～11 月上旬（最終合格発表日：11 月中旬）

詳しくはコチラから



北海道庁

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。2025 年度の採用試験の概要は次のとおりです。

◆受験資格

（1）令和 7 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者

（2）令和 8 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

◆申込受付期間（インターネット申込み）

6 月 13 日（金）午前 9 時から 6 月 25 日（水）（受信有効）

申込専用アドレス <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができない場合

受験を希望する第 1 次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。



◆第 1 次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】

試験日 9 月 7 日（日）

合格発表 10 月 9 日（木）

◆第 2 次試験【人物試験、身体検査】

試験日 10 月 15 日（水）から 10 月 24 日（金）のうち指定する日

◆最終合格者発表日 11 月 18 日（火）

問い合わせ先

札幌国税局人事第 2 課採用担当

☎（011）231-5011 内線 2315

八雲税務署総務課

☎（0137）60－1009（直通）

まなびっく「特別・安全教育」受講生募集！

令和7年度 まなびっく春季（6～7月）受講生を募集します。

種 類	開催日	受講料	申込締切日	定員
ドローン検定基礎技能講習 （国土交通省認定講習）	6月11日（水）～ 13日（金）	88,000 円	6月2日（月）	6 名
粉じん作業特別教育	6月26日（木）	8,880 円	6月16日（月）	20 名
刈払機取扱い作業者安全衛生教育	6月30日（月）	14,300 円	6月20日（金）	30 名
アーク（電気）溶接特別教育	7月2日（水）～ 4日（金）	18,210 円	6月23日（水）	20 名

申込方法：電話またはホームページからお申し込みください。詳しくは下記にお問い合わせください。

※申込は先着順、受講料はテキスト代、消費税を含んだ額となります。

申し込み及び問い合わせ先

（一社）檜山地域人材開発センター ☎（0139）52－0160 FAX（0139）52－0188
【公式 HP】檜山地域人材開発センター運営協会まなびっく hiyama-manabikku.or.jp



農業用水路や施設には、危険なので近寄らない！

◆農業用水路への転落事故を未然に防ごう！

農作業の開始で、農業用水路には大量の水が流れ込み、転落事故の危険性も増えます。事故を未然防止するため、家庭、学校などでも危険な場所へ近づかないよう注意を呼びかけることも大切です。

また、子どもたちが水路そばで遊んでいるのを見かけたら、進んで声をかけてあげましょう。

◆農業用施設の水難事故に注意しましょう！

大雨などの際、ダム・頭首工のゲート操作で下流に放流する場合があります。

土地改良区の警報車で河川水位が上昇することを警告しますので、拡声器から「ただちに川から離れてください」という放送を聴いたら、すぐ河川区域内から離れましょう。

おねがい！用水路にごみを捨てないで！

問い合わせ先

狩場利別土地改良区 ☎（0137）82－0244

釣りイベントを開催します

優勝者には景品をご用意しています。

どなたでも参加できます。たくさんのご参加をお待ちしております。

【日時】令和7年6月8日（日）
午前9時～11時30分

【場所】瀬棚港フェリーターミナル

【人数】先着50人（当日受付）



主催 北海道檜山北高等学校3年
地域探求釣りイベント班

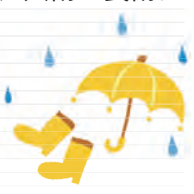
蝦夷梅雨とは？

これからの時期にかけて、北海道で前線の北上により発生する長雨を「蝦夷梅雨（えぞつゆ）」と呼ぶことがあります。

気象庁が提供する「キキクル（危険度分布）」をご利用いただき、大雨・長雨に備えましょう。

プッシュ型
通知サービス

キキクル



気象庁

不正改造は犯罪です！

～あなたの自己満足のために多くの人が迷惑しています～

自動車は生活に欠かせない移動手段となっていますが、一方で、①タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し ②灯火の色が不適切な灯火器及び点滅する禁止灯火の取り付け③マフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された自動車が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令や罰金等の対象となります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しておりますので、不正改造についての認識を深めていただき、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。



問い合わせ先

国土交通省北海道運輸局函館運輸支局 ☎ (0138) 49 - 8864

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します ～6月から熱中症に係る措置の義務化～

職場での熱中症予防対策を進めていただくため、5月から9月までを期間として「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。取組に当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数（WBGT値）」の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で職場での熱中症が72人（休業1日以上）と過去2番目に多い発生となりました。

また熱中症の初期症状の早期発見や重症化を防ぐことを目的に今般、労働安全衛生規則の一部改正を図られ、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を対象に熱中症の自覚症状や疑いのある者を把握した場合の報告体制整備、作業からの離脱、身体の冷却必要に応じた医師の処置などを義務化した改正規則を令和7年6月1日から施行します。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）



未来に残そう青い海

海や海岸で、ゴミの不法投棄、焼却をすることは法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処せられます。

海をキレイに保ち、これから始まる海水浴シーズンを気持ちよく楽しむため、自分が出したゴミは自分で持ち帰り、指定のごみ袋に入れて指定のごみ収集場所に入れる等、適正に処分するようお願い致します。

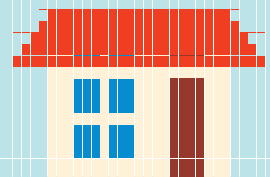
～海のもしもは118番まで～

問い合わせ先

瀬棚海上保安署 ☎ (0137) 87 - 2634



せたな町の情報



ご相談ください

函館弁護士会による 法律相談のお知らせ

せたな町で月1回法律相談所を開設しております。
金銭関係や不動産関係、家事関係など法律上の問題で困りの方はぜひご相談ください。
なお、相談をご希望の方は、予約制・先着順となっておりますので、事前に函館弁護士会までご連絡ください。(相談無料)

●日時(6月～7月分)

・6月13日(金)

・7月11日(金)

●実施時間/13時～16時

●相談件数/6件

●場所/ふれあいプラザ

●函館弁護士会
☎0138・41・0232

ご相談ください

法律・登記・行政 相談の無料相談会のお知らせ

相続・贈与・売買・会社設立
債務整理・成年後見・行政相談
など、心配ごとについてご相談
ください。
(相談無料・予約制)

●日時

6月11日(水) 10時～12時

●予約締切

6月9日(月)

※先着4名まで

●場所/大成町民センター

●担当相談員

司法書士 森 奈津美

●総務課総務係
☎0137・84・5111

お知らせします

裁判所出張手続案内 のお知らせ

函館地方・家庭裁判所から職員が出張し住民の皆さんを対象とした手続案内を行います。(相談無料・予約制)

●日時

6月19日(木) 13時～16時

●場所/瀬棚総合福祉センター「やすらぎ館」

●予約方法

6月12日(木)までに函館地方裁判所総務課まで電話でお申込みください。

●函館地方裁判所

☎0138・38・2372

忘れないで納期限

固定資産税 【第1期】

納期限は

6月2日(月)です
忘れずに納めましょう

納税通知書は5月12日に
発送しております

お知らせします

行政相談員が委嘱 されました

令和7年4月1日付で、次の方が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

●行政相談委員

朝倉 満(大成区本陣)

森 奈津美(北檜山区徳島)

●委嘱期間

令和7年4月1日から
令和9年3月31日まで

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言などを行っています。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

●総務課総務係

☎0137・84・5111

●函館行政監視行政相談センター

☎0138・23・0909

ご相談ください

心の健康相談の実施 について

令和7年度北海道八雲保健所
精神保健専門相談を実施します。

心の健康相談をご希望の方は、ぜひご利用ください。
※相談は、全て事前の申し込み(実施日の前の週の金曜日まで)が必要となります。

●日時/6月12日(木)

13時30分～15時30分

●場所/八雲保健所

☎0137・63・2168

ご相談ください

バス運転手合同就職 相談会のお知らせ

近年、地域交通を支えるバス事業者等においては、運転手の高齢化や人材不足が深刻化しており、地域住民や観光客にとって必要な路線の維持が困難となつています。道南地域公共交通活性化協議会と函館地区バス協会は、バス運転手の業務に興味・関心のある方や就職・転職を検討されている方を対象に、就職相談会を開催します。バス会社8社が個別ブースを設け、採用条件や育成制度など各種相談を受け付けます。未経験の方や大型二種免許未取得の方もお気軽にご相談ください。(相談無料・予約優先)

●日時/6月22日(日)

8時30分～16時30分

●場所/渡島総合振興局3階講堂

●予約方法/6月18日(水)までに渡島総合振興局ホームページの参加申込みフォーム又は電話によりお申込みください。

※詳細については、渡島総合振興局のホームページをご覧ください。

●渡島総合振興局地域政策課

☎0138・47・9431

渡島総合振興局
ホームページ



申込フォーム



町長の主な動静

(4月1日から30日)

- 1日 新採用職員等辞令交付式
- 2日 第1回議会定例会(3日まで)
- 4日 自衛官募集相談員委嘱式
- 7日 北檜山小学校入学式、木下さん支援チーム団結式、北檜山中学校入学式
- 8日 移動町長室(大成区、檜山北高等学校)入学式
- 10日 北海道漁港漁場協会監査、北海道漁港漁場協会役員会、北海道港湾協会役員会及び総会(札幌市)
- 11日 北渡島檜山生活交通確保対策協議会、せたな町観光協会通常総会
- 14日 せたな町農漁村結婚相談所運営委員会、町営牧場協議会、農業センター運営協議会、港湾審議会
- 15日 新函館農業協同組合通常総代会(北斗市)、定例町村会(江差町)
- 16日 全国簡易水道協議会東北・北海道ブロック会議(18日まで)
- 18日 第9回医療体制・新病院建設調査特別委員会
- 22日 園遊会(東京都)
- 24日 北海道町村会定例総会(札幌市)
- 25日 第8回議会運営委員会
- 26日 第53回玉川公園水仙まつり
- 28日 第2回議会臨時会、予算審査特別委員会
- 30日 退職辞令交付式、予算審査特別委員会



戸籍の窓口

(4月1日～4月30日届出)



お誕生おめでとう

○手塚 ^{ひなせ}陽瀬ちゃん (大樹) 北檜山

おくやみ申し上げます

- 吉武 聖子さん (101 歳) 若 松
- 吉田 敏夫さん (77 歳) 西丹羽
- 川原 福蔵さん (94 歳) 小倉山
- 伊瀬美代子さん (83 歳) 徳 島
- 中井 直樹さん (65 歳) 北檜山
- 大石 忍さん (92 歳) 本町5区
- 福土セツ子さん (94 歳) 本町8区

ご家族の同意を得た方のみ掲載しています。

人口と世帯

令和7年4月末現在 (前月比)

人口	6,599 人	(- 31)
北檜山区	4,031 人	(- 31)
大成区	1,095 人	(± 0)
瀬棚区	1,473 人	(± 0)
男	3,121 人	(- 16)
女	3,478 人	(- 15)
世帯	3,773 世帯	(- 2)

次回予定 移動町長室 Move mayor room

6月10日(火)大成支所

- ◎移動町長室は9:00から11:30までの開設となります。
- ◎当日は区内を巡回して不在のこともありますので、御用の際は事前に予定をお問い合わせください。
- ◎公務の都合上、急に日程を変更する場合がありますのでご理解願います。

戸籍年金係からのお知らせ

ご存知ですか？ 国民年金『免除・納付猶予制度』

令和7年度の国民年金保険料の月額が17,510円です。保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業、また働いていない学生の方は保険料を納めることが難しくなることもあります。

でも未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害や死亡など不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受け取れなくなるかもしれません。

経済的な理由により、保険料を納付することが困難な場合は保険料を免除又は納付猶予が出来る制度があります。

◎国民年金の保険料を納めるのが難しい方に知ってほしい 4つの制度

◆制度1 経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

承認された期間は年金の受給資格期間に算入されますが、将来受取る年金額を計算するときは保険料を納めた時に比べて2分の1(全額免除の場合)になります。

*審査対象者: 本人・配偶者・世帯主

*承認期間: 保険料の納付期限から2年を経過していない期間

*審査は年度単位(7月～翌年6月)で行います。

◆制度2 50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方(学生以外)で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

承認された期間は年金の受給資格期間に算入されますが、将来受取る年金額は増えません。

*審査対象者: 本人(50歳未満)・配偶者・世帯主

*承認期間: 保険料の納付期限から2年を経過していない期間

*審査は年度単位(7月～翌年6月)で行います。

◆制度3 20歳以上の学生の方は「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合は、在学期間中の保険料が猶予されます。10年以内であればさかのぼって納めることも可能です。

将来の年金受給額を増やすためぜひ追納をオススメします。

*審査対象者: 学生本人

*承認期間: 保険料の納付期限から2年を経過していない期間

*審査は年度単位(4月～翌年3月)で行います。

◆制度4 障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生年金の1級及び2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立療養所などに入所している方は保険料が免除されます。

*法定免除に該当する方でも保険料の納付申出により保険料を納められます。

※お手続きはお近くの年金事務所または役場年金窓口へお越し下さい。

国民年金に関するお問い合わせ先

- ◎函館年金事務所
- ◎町民課 戸籍年金係
- ◎瀬棚支所 住民係
- ◎大成支所 住民係

☎ 0138-31-9086
☎ 0137-84-5113 (直通)
☎ 0137-87-3311
☎ 01398-4-5511



広報見聞録

第53回玉川公園水仙まつり & 第3回玉川神社石段駆け上がり大会

Koho - kenbunroku



せたな町公式
マスコットキャラクター
セターナちゃん

▼元プロサッカー選手深川友貴さんも飛び入り参加！



▼会場は大賑わいでした



▼和太鼓 海神（わだつみ）の力強い演奏



▼お仕事の姿がとても似合っていますね！



▼彩川 さくらさんの歌謡ステージ



▼道高 むつ子さんの歌謡ステージ



4月26日（土）「第53回玉川公園水仙まつり」が開催されました。

当日はあいにくの雨予報のため、会場を水仙パレスへ変更しての開催となりました。ステージでは、せたな警察署による詐欺の手口を劇で紹介し、二俣風神太鼓保存会、和太鼓海神の太鼓演奏のほか、檜山北高等学校吹奏楽局の演奏が披露されました。せたな町合併20周年記念S T Vラジオ公開録音では「しろっぴ」の漫才と彩川さくらさん、道高むつ子さんによる歌謡ステージに会場は大いに盛り上がりました。会場駐車場内では自衛隊や警察、せたな建設協会による「はたらく車」の特別展示があり、多くの親子連れが写真撮影するなど楽しんでいました。

また、同日開催された「第3回玉川神社石段駆け上がり大会」は100人を超える参加があり、273段ある石段をたくさんの声援を受けながら駆け上がっていききました。

ご利用ください

役場（担当課）への直通電話番号一覧

※通話中の場合は、代表電話（0137-84-5111）へおかけください。



税務課	町民課	建設水道課	福祉課	健康推進課	教育委員会
0137-84-5112	0137-84-5113	0137-84-5114	0137-84-5984	0137-84-5115	0137-84-6260

